

後漢安帝の親政と外戚輔政

渡邊 将智

はじめに

従来の漢代政治史研究では、武帝（在位：前一四一～前八七）以降の前漢の皇帝たちは、禁中（皇帝の生活空間）に宿衛する側近官集団の「内朝」（尚書台・侍中・中常侍など）を用いて統治し、そのような皇帝と側近官の関係が後漢に基本的に継承されたため、両漢代では外戚の一族やその与党が側近官に任官して専権を振るった、と理解してきた。^①しかし、前漢と後漢では政治制度の構造が大きく異なっていたようである。

すなわち、後漢の皇帝たちは、武帝期以来の側近政治を克服して自らの支配体制を強化するために、従来は外戚の任官していた側近官の縮小再編成を建国以来進めてきた。その政治制度の改編は、第四代の和帝劉肇（在位：八八～一〇五）が輔政者（政策案の作成と審議を担当する官の任官者のうち、皇帝による統治を輔佐する役割である「輔政」を

委ねられた者）の地位にあった外戚の竇氏（竇太后の一族）を誅滅して親政を開始した後に本格化し、この結果、禁中の外を主たる執務場所とする官（三公・將軍・九卿・尚書台など）を中心に、諸官が政策形成（政策案の作成・審議・決裁および政策の実施）と文書伝達（上奏文ならびに詔の伝達）を分掌して、皇帝による統治を輔翼する政治制度が形成された。ところが、外戚の領袖は輔政者の地位を和帝期以降も引き続き与えられた。しかも、後漢における政治制度の改編は、側近官を廃止しなかった点において不徹底なものであったため、外戚・宦官は改編以後もともに側近官に任官し、さらに互いに連携することによって国政に関与することができた。このように、政治制度を大幅に改編したにも関わらず依然として側近政治を克服できなかった点において、後漢の皇帝支配体制は大きな限界を有していた。⁽²⁾すると、当時の皇帝支配体制は、諸官に政策形成と文書伝達を分掌させて統治していた点に官制と政治空間の両面から見た特色があり、その支配体制が弱体化した背景には「政治制度の改編の不徹底」という制度的な問題があったことになる。

それでは何故、和帝以降の皇帝たちは、和帝が竇氏誅滅を契機に政治制度を改編したにも関わらず、外戚に再び輔政者の地位を与えたのであろうか。また、そのことは後漢の皇帝支配体制の弱体化とどのように関わっていたのだろうか。

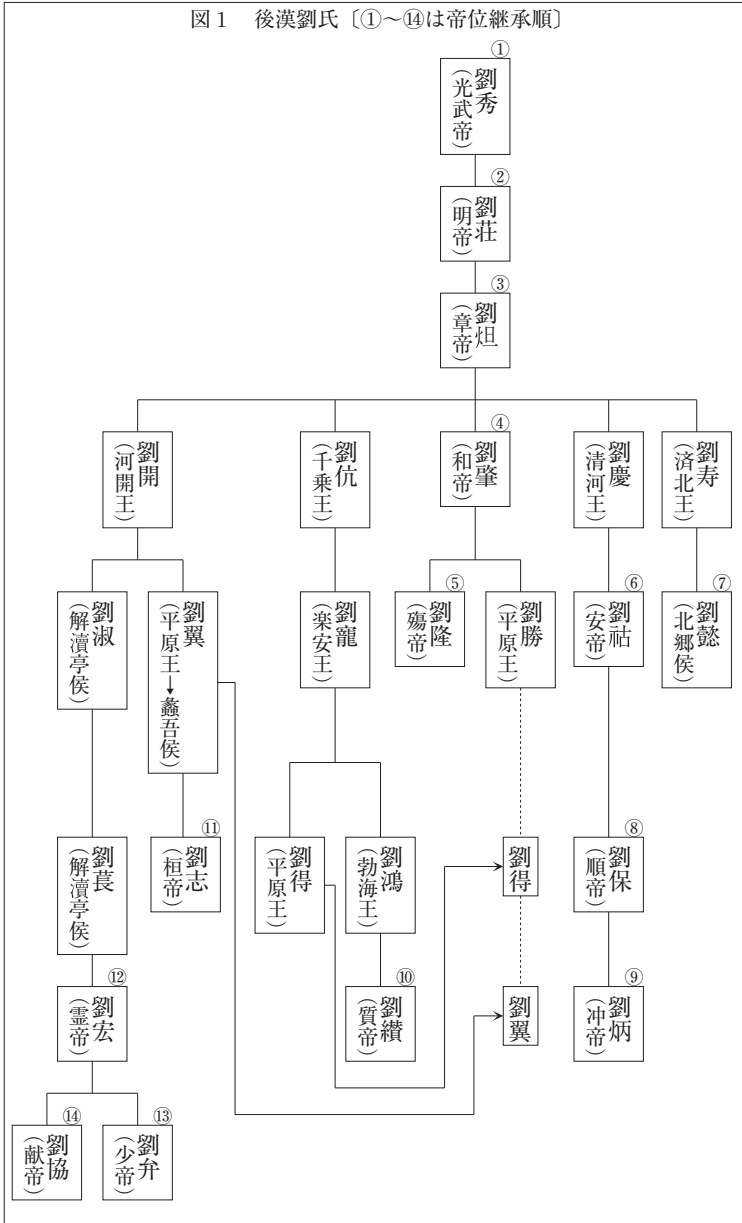
従来の後漢政治史研究では、皇太后が幼少の皇帝を後見して臨朝称制した時期に特に注目し、皇太后が外戚の輔佐のもと臨朝したことによって外戚が専権を振るうようになり、皇帝支配体制が弱体化した、と考⁽³⁾えてきた。つまり、先学は皇帝支配体制の弱体化を招いた政治的な問題を、外戚による国政への関与を招来した「皇太后の臨朝」

に求めてきたのである。しかし、外戚が国政に関与した時期は皇太后臨朝時にのみ限られていたわけではなく、例えば第六代の安帝劉祐（在位：一〇六―一二五）や第八代の順帝劉保（在位：一二五―一四四）のように、皇帝が親政時に外戚を国政に参与させ、さらに「輔政」を委ねる場合もあった。しかれば、後漢の皇帝支配体制の弱体化を招いた政治史的な問題は、皇太后の側だけでなく、皇帝の側にもあったのではあるまいか。もしそうであれば、この問題は、和帝以降の皇帝たちが親政時に外戚輔政を再び推進した背景を検証することによって明らかにできるかもしれない。そこで、これまであまり注目されてこなかった皇帝親政時に焦点を合わせて、当該期における皇帝・外戚・宦官・官僚の四者の関係を重点的に検討する必要がある。⁽⁴⁾

特に安帝は、和帝以降に初めて外戚を国政に参与させて親政した皇帝で、『統漢書』百官志一によれば、その治世には国政が「衰缺」したとい⁽⁵⁾う。また彼は、後漢において傍系から帝位を継承した最初の皇帝でもあった（図1を参照）。その安帝の帝位継承を、官僚たちは如何に評価していたのだろうか。また、安帝親政時の支配体制は、官僚たちの評価とどのように関わりながら形成されたのであろうか。これら諸点を検討することにより、安帝が外戚輔政を再び推進した背景を明らかにできると思われる。

そこで本稿では、この問題を検討することによって、後漢の皇帝支配体制の弱体化を招いた政治史的な問題を明らかにするとともに、和帝期以降に支配体制の限界が具体的にどのような形で表面化してきたのかを検証していく。それゆえ本稿は、後漢の皇帝支配体制の一端を政治史の面から検証するものとなる。

図1 後漢劉氏〔①～⑭は帝位継承順〕



一、両漢代における帝位継承と傍系

程維榮氏によれば、前近代中国では一般的に、皇帝崩御時に子と孫がともにおらず継嗣が絶えた場合には、兄弟または甥に帝位を継承させた。⁽⁶⁾ただし、そのような場合における帝位継承のあり方は各王朝にて詳細が異なっており、三田辰彦氏によると、例えば東晋(三一七～四二〇)では皇帝の弟をあらかじめ琅邪王に封侯し、もし皇帝の崩御あるいは皇太子の死亡により継嗣が絶えた場合には琅邪王に帝位を継承させた。⁽⁷⁾

それでは、両漢代では皇帝の継嗣が絶えた場合に、帝位を誰に、どのように継承させるべきとされていたのだろうか。これまでの漢代史研究では、皇帝の即位儀礼の内容を主に検証してきたが、右のような帝位継承の問題については必ずしも十分には検討してこなかったように思われる。⁽⁹⁾しかし、この問題を検証することによって、傍系の安帝の帝位継承に対する官僚たちの評価の内容を明らかにする手がかりを得られるのではあるまいか。そこで、以下では、両漢代において皇帝の継嗣が絶えた場合の帝位継承のあり方について検討していく。なお、後漢の順帝は第七代の劉懿(在位：二二五)の継嗣が絶えた後に政変を起こして帝位を継承したが、これは特殊な事例であるため検討の対象には含まない。

後漢の永康元年(一六七)、第一一代の桓帝劉志(在位：一四六～一六七)が崩御した。桓帝は皇子に恵まれず、この当時存命であった弟の勃海王劉愷は、すでに延熹八年(一六五)に謀反の罪で処罰されていた。そのため、竇太后(桓帝の皇后)は傍系の解瀆亭侯劉宏(解瀆亭侯劉棻の子で、桓帝の子の世代)に帝位を継承させた。これが第一二

代の靈帝（在位：一六八—一八九）である。

『後漢紀』卷二二桓帝紀下・永康元年条によれば、竇太后は劉宏に帝位を継承させるにあたって、次のような詔を下した。¹⁰

大行皇帝は徳、天地に配して、光、上下を照らすも、胤嗣の祚を獲ず、早に萬國を棄つ。朕、憂心摧傷して、前代の法を追覽するに、王后は適無ければ即ち賢を擇ぶ。六親、徳を考して才を叙するに、解瀆亭侯（劉）宏に若くは莫く、年十有二にして、嶷然として周成の質有り。春秋の義に、「人の後と爲る者は之が子と爲る」と。其れ宏を以て大行皇帝の嗣と爲さん。

竇太后は「春秋の義」を論拠として劉宏を「大行皇帝の嗣」、つまり桓帝の繼嗣と定めた。

右の「春秋の義」の典故は『春秋公羊伝』成公十五年の伝文である。魯の公孫婦父は父の仲遂が生前に犯した罪を咎められて、実子の子家羈を含む家族とともに放逐され、そこで公孫婦父の弟の公孫嬰齊が位を継承した。この公孫嬰齊を成公十五年の経文では「仲嬰齊」と表記している。しかし、父子間での継承を原則とする今文学説では、右のような兄弟間での継承を認めていなかった。それゆえ成公十五年の伝文は、経文において公孫嬰齊を「仲嬰齊」と表記している理由について、次のように述べている。¹¹

公孫嬰齊は、則ち曷爲れぞ之を「仲嬰齊」と謂う。兄の後と爲ればなり。兄の後と爲らば、則ち曷爲れぞ之を「仲嬰齊」と謂う。人の後と爲る者は之が子と爲るなり。人の後と爲る者、其の子と爲らば、則ち其れを「仲」と稱するは何ぞや。孫は王父の字を以て氏と爲すなり。然らば則ち嬰齊は孰れの後か。歸父なり。

公孫嬰齊は、「某者の繼嗣となつた者はその子となる」という傍線部のような論理に基づいて兄（公孫帰父）の“子”に擬制されると同時に、父（仲遂）の“孫”に擬制された上で、位を継承した。これによって父子間の世代関係を乱したため、經文では「孫は祖父の字を氏とする」という波線部のような論理に基づいて公孫嬰齊を「仲嬰齊」と表記し、兄弟間での継承を批判した⁽¹²⁾。すると、右の伝文の傍線部は「某者と傍系の間で父子関係を擬制した上で傍系に君位を継承させることを正当化し得るもの」ということになる。そこで、竇太后は成公十五年の伝文を論拠として桓帝と傍系の劉宏の間で父子関係を擬制し、それによって劉宏を「大行皇帝の嗣」と定めたのである。ここでは、崩御した皇帝とその子の世代の間で父子関係を擬制した点に注目しておきたい。

これと同じ手順で帝位を継承した実例として、第一〇代の質帝劉纘（在位：一四五～一四六）の事例を挙げることができる。永熹元年（一四五）、順帝の庶長子（妾腹の子である庶子のうち最年長者）たる第九代の冲帝劉炳（在位：一四四～一四五）が三歳で崩御した。当然、冲帝には皇子がおらず、また兄弟もいなかったため、梁太后（順帝の皇后）は傍系の建平侯劉纘（勃海王劉鴻の子で、順帝の子の世代）に帝位を継承させた。

『後漢紀』卷二〇質帝紀・永熹元年条所載の梁太后の詔に

先帝は早に天下を棄て、胤嗣、幼冲なれども、何ぞ悟ること倉卒にして、仍ち不造に遭う。惟うに太后は之を定む。人神の誠を考うるに、唯だ建平侯（劉）纘のみ幼くして岐疑にして、師傳、煩わず、年已に八歳にして、克く之を昌化し、體貌を形す。春秋の義に、「人の後と爲る者は之が子と爲る」と。其れ纘を以て孝順皇帝の嗣と爲さん。

後漢安帝の親政と外戚輔政 渡邊

第九十三卷 三七三

とあるように、梁太后は成公十五年の伝文を論拠として順帝と傍系の劉纘の間で父子関係を擬制し、それによって劉纘を「孝順皇帝の嗣」、つまり順帝の継嗣と定めた。ここでは、崩御した皇帝の父とその子の世代の間で父子関係を擬制した点に注目すべきである。

ただし、延光四年（二二五）に劉懿が皇子に生まれずに崩御した後は、閼太后（安帝の皇后）らが劉懿の兄弟にあたる濟北王劉寿の子（劉寿はすでに永寧元年に薨去）、または傍系にあたる河間王劉開の王子（劉懿と同世代）のなかから劉懿の継嗣を定めようとした。劉懿の兄弟は先述の劉惔のように罪を犯してはおらず、素行にも問題は無かった。すると、後漢において皇子がおらず兄弟（帝位継承者として適当な者）が存命の場合には、皇帝の兄弟と傍系（皇帝の子の世代、または皇帝の父の子の世代）がともに帝位継承の候補者とみなされたことになる。

それでは、前漢においても皇帝の継嗣が絶えた場合には、傍系に帝位を継承させることがあったのであろうか。前漢の成帝（在位：前三三～前七）は皇子に恵まれなかったため、傍系の定陶王劉欣（定陶王劉康の子で、成帝の甥）を皇太子に冊立した。これが後の哀帝（在位：前七～前一）である。哀帝には皇子・兄弟がともにいなかったため、その崩御後に元后（王太后。元帝の皇后）は、『漢書』卷九九王莽伝上に

（王）太后、（王）莽を拜して大司馬と爲し、與に嗣を立つることを議す。……莽、（王）舜を以て車騎將軍と爲し、中山王を迎えて成帝の後を奉ぜしめんことを白す。是れ孝平皇帝たり。

とあるごとく、傍系の中山王劉衍（中山王劉興の子で、成帝の甥）に「成帝の後を奉」じる形で帝位を継承させた。これが平帝（在位：前一～後五）である。この事例から明らかであるように、前漢においても皇帝崩御時に皇子・兄

弟がともにいない場合には傍系（ここでは皇帝の父の子の世代）に帝位を継承させた。ただし、元后が何を論拠として劉衍に帝位を継承させたのかは史書中に明記されていない。

では、前漢においては何を論拠として傍系に帝位を継承させたのであろうか。この点を明らかにするために、劉賀（昌邑王劉髆の子で、昭帝の甥。在位：前七四）の帝位継承と劉欣の皇太子冊立の事例を確認したいと思う。

劉賀の事例は、先に確認した後漢の靈帝の事例と同じく、皇帝崩御時に皇子がおらず兄弟も帝位継承者として不十分な場合に、傍系に帝位を継承させたものである。元平元年（前七四）、昭帝（在位：前八七～前七四）が皇子に恵まれずに崩御すると、臣下たちはその兄である広陵王劉胥に帝位を継承させようとした。しかし、大將軍霍光が劉胥の素行の不良を理由に反対したため、臣下たちは傍系の昌邑王劉賀に帝位を継承させた。¹⁵⁾

『漢書』卷六八霍光伝には、霍光や丞相楊敞が上官太后（昭帝の皇后）に劉賀の廢位を請願した際の上奏文が掲載されている。そこでは、劉賀に帝位を継承させた経緯について、次のように述べている。¹⁶⁾

孝昭皇帝は早に天下を棄て、嗣亡し。臣（楊 敞等、議すらく、「禮に曰く、「人の後と爲る者は之が子と爲るなり」と。昌邑王、宜しく後を嗣ぐべし」と。

霍光らは「禮」を論拠として昭帝と傍系（ここでは皇帝の子の世代）の劉賀の間で父子関係を擬制し、それによって劉賀に昭帝の「後を嗣」がせようとした。ここでの「禮」が前掲『春秋公羊伝』成公十五年の伝文と同文であることに留意しておきたい。

他方、綏和元年（前八）、成帝は皇子に恵まれなかったため、弟の中山王劉興と傍系の定陶王劉欣のいずれかを

繼嗣と定めようとした。『漢書』卷八一孔光伝によると、この時、王根らは

定陶王は、(成)帝の弟の子なり。禮に曰く、「昆弟の子は猶お子のごとく、其の後と爲る者は之が子と爲るなり」と。定陶王、宜しく嗣と爲るべし。

と述べ、⁽¹⁷⁾「禮」を論拠として劉欣を「嗣」、つまり成帝の繼嗣に推した。それに対して孔光は、『尚書』盤庚篇に見える、殷の盤庚が兄の陽甲から君位を繼承した事例を論拠として劉興を推した。ところが、成帝は趙皇后らの言に従い、劉欣を皇太子に冊立した。

藤川正数氏の指摘する通り、孔光が古文礼説に基づいて皇帝の兄弟を繼嗣に推したのに対して、王根らは今文礼説に基づいて傍系を繼嗣に推した。⁽¹⁸⁾その論拠として王根らが引用した「禮」の点線部は今文経の『礼記』檀弓篇上に

喪服は、兄弟の子は猶お子のごときなり。蓋し引きて之を進むるなり。

とある点線部⁽¹⁹⁾と同内容で、傍線部は成公十五年の伝文と同内容である。檀弓篇の点線部では「(服喪の際には)兄弟の子を自分の子と同等に扱う」と述べており、それは「某者とその甥の間で父子関係を擬制することを正当化し得るもの」であった。そこで王根らは、今文礼説を論拠として成帝と傍系(ここでは皇帝の子の世代)の劉欣の間で父子関係を擬制し、それによって劉欣を成帝の「嗣」と定めようとしたのである。ここでも、傍系を繼嗣と定めるための論拠として今文礼説が用いられていたことに注目される。

後漢においては、今文経の『春秋公羊伝』成公十五年の伝文が右の今文礼説と同様に用いられていた。すると、

両漢代を通じて今文学説が傍系に帝位を継承させるための論拠とされていたことになる。ただし、後漢では主に成公十五年の伝文を論拠として用いていたのに対して、前漢では論拠となる今文経が具体的には定まっていなかった。

また、劉興は先述の劉賀とは異なり素行に問題が無く、そのため成帝期には右のように兄弟と傍系のいずれを継嗣と定めるのかをめぐって意見の対立が生じた。これより、前漢においても皇子がおらず兄弟（帝位継承者として適当な者）が存命の場合には、皇帝の兄弟と傍系（皇帝の子の世代、または皇帝の父の子の世代）がともに帝位継承の候補者とみなされたといえる。

以上のように、両漢代において皇帝崩御時に皇子・兄弟がともにいない場合、もしくは皇子がおらず兄弟も帝位継承者として不適當な場合には基本的に、今文学説を論拠として皇帝と傍系（皇帝の子の世代）の間または皇帝の父と傍系（皇帝の父の子の世代）の間で父子関係を擬制した上で、傍系に帝位を継承させていた。

二、安帝の帝位継承とその正統性

（一）殤帝の帝位継承と皇子劉勝

安帝の帝位継承について検討するに先立ち、その先代にあたる第五代の殤帝劉隆（在位：一〇五―一〇六）の帝位継承を官僚たちがどのように評価していたのかを確認しておきたいと思う。

和帝は竇氏誅滅後に政治制度を改編し、三公・九卿の輔佐を受けて統治した。⁽²⁰⁾しかし、元興元年（一〇五）一月辛未に和帝が二七歳で崩御すると、鄧皇后（和帝の皇后）は、和帝の末子で生後百日あまりの劉隆を皇太子に冊

立した。そして即日、劉隆に帝位を継承させて、自らは皇太后として臨朝した（前掲の図1を参照）。

鄧太后は、兄である虎賁中郎將鄧騭を車騎將軍に昇進させて輔政者とし、その弟である鄧弘・鄧閻を侍中に任命した。後漢の將軍は、「輔政」を本来的に担っていた三公と同じく、政策案の作成と審議に中心的に参加しており、そこで鄧太后は外戚の領袖を將軍に昇進させて「輔政」を委ねた。他方、侍中・中常侍の任官者は、和帝による竇氏誅滅以前には禁中に宿衛し、口頭での進言を通じて、皇帝が禁中において下す意思決定に影響を及ぼすことができた。竇氏誅滅後、侍中は禁中での宿衛を禁止されてそこへの出入のみを許され、中常侍は宦官専任の官となったが、それらの官の任官者は、これ以降も引き続き禁中において皇帝の意思決定に影響を及ぼすことが可能であった。このように、後漢における政治制度の改編は、側近官を廃止しなかった点において不徹底なものであったため、鄧太后は当該の政治制度を再び改編することなく、外戚の一族を側近官に任命することができたのである。さらに彼女は、鄧騭とその兄弟に対して、禁中に長期間滞在することを特別に許可した。⁽²¹⁾

その一方で鄧太后は、張禹・徐防・陳寵・魯恭ら、和帝親政時に地方行政政策（地方を対象とした災害対策や地方長官の不正取締りを内容とするもの）の実施を輔佐した官僚たちを三公・九卿などに任用して、当該の政策を継続しようとした。⁽²²⁾ とりわけ、『後漢書』卷四瘍帝紀・延平元年条に

春正月辛卯、太尉張禹を太尉と爲し、司徒徐防を太尉と爲し、尙書の事を參録せしめ、百官、己を總べて以て聽かしむ。

とあるように、⁽²³⁾ 鄧太后は太尉張禹と太尉徐防に「尙書の事を參録」させて、彼らを国政の主導者（官僚機構を統率し

て国政を総覧する者)として位置づけた。⁽²⁴⁾

このように、殤帝期の鄧太后は、和帝期頃までに形成された政治制度を維持し、太傅・三公の主導のもと外戚に「輔政」を委ねて、和帝期以来の政策を継続しようとした。かかる鄧太后の臨朝は、外戚輔政に基づいていた点において、和帝期における竇太后(章帝の皇后)の臨朝と共通していた。すなわち、竇太后は太傅鄧彪に「尙書の事を録」^すべさせて、彼を国政の主導者として位置づけると同時に、第三代の章帝劉炆(和帝の父。在位：七五～七八)の遺詔を受けた大將軍竇憲(竇太后の兄)を輔政者とし、その一族を侍中・中常侍に任命した。⁽²⁵⁾しかし、鄧太后の臨朝は、竇太后の臨朝に倣いながらも、和帝期以来の政治制度と政策を基本的に継承した点に大きな特色があった。そこで官僚たちの多くは、この点を支持して、鄧太后の臨朝に協力したのである。⁽²⁶⁾

和帝が崩御した時、彼の長子で劉隆の兄たる劉勝も存命であった。しかし、鄧太后は劉勝が持病を患っていることを理由に、彼を皇太子に冊立せず、殤帝の帝位継承後の延平元年(一〇六)正月に平原王に封じた。ただし、和帝崩御当時、官僚たちの間に劉勝を擁立しようとする動きは起こらず、その後も彼らは殤帝の帝位継承に対して批判を加えなかった。このことは、和帝の皇太子として帝位を継承した殤帝には、その正統性に何ら問題が無かったことを示している。それゆえ、官僚たちの多くは鄧太后の臨朝に協力するとともに、彼女の後見を受けた殤帝の帝位継承を支持したのである。

(二) 安帝の帝位継承と平原王劉勝

延平元年八月辛亥、殤帝が二歳で崩御した。当然、殤帝には皇子がおらず、そこで鄧太后は鄧騭とともに殤帝の継嗣を定め、傍系で二三歳の劉祐（清河王劉慶の子で、和帝の甥）の擁立を決定した。そして、その日の夜に劉祐を長安侯に封じ、二日後の八月癸丑に帝位を継承させて、自らは引き続き臨朝した。この劉祐が安帝である（前掲の図1を参照）。

安帝の帝位継承後、鄧太后は鄧騭らを禁中から退出させたものの、鄧騭を殤帝期から引き続き輔政者とし、永初二年（二〇八）には彼を大將軍に昇進させ、さらにその子たる鄧鳳を侍中に任命した。⁽²⁷⁾ 同四年（一一〇）、鄧騭とその兄弟は、母である新野君の喪に服するために大將軍や侍中を辞任したが、鄧太后は喪が明けた後、三公に次ぐ位次を鄧騭に与えて、彼を「大議」（皇帝臨席のもと百官を招集して行われる集議）⁽²⁸⁾に参加させた。

また、鄧太后は、殤帝期から引き続き、太傅張禹・太尉徐防を国政の主導者として位置づけた。さらに、和帝期・殤帝期と同じく、魯恭やその故吏である李郃・張皓らを三公・九卿に任命して、和帝期以来の地方行政政策を継続しようとした。⁽²⁹⁾ 鄧騭列伝によれば、鄧騭も大將軍在官時には、儉約の奨励や力役の免除などの政策を立案・実施するとともに、人材の推挙・任用に努めた。このような鄧騭による「輔政」に対して、当時の官僚たちの多くは批判を加えることなく、むしろ協力的であった。そうした官僚たちのなかには、鄧騭に推挙・任用された李郃・楊震・朱寵・陳禪らや、羌人の侵攻に際して鄧騭とともに涼州の放棄を推進した龐參、自然災害や災異の発生した郡国の貧民に衣食を施すよう鄧太后に進言した樊準などがいた。⁽³⁰⁾

このように、鄧太后は安帝期においても従前の政治制度を維持し、太傅・三公の主導のもと外戚に「輔政」を委ねて、和帝期以来の政策を継続しようとした。ところが、永初元年（一〇七）、司空周章らは鄧太后が殤帝の兄である平原王劉勝を擁立しなかつたことに不満を抱き、安帝の廢位を画策した。すなわち、和帝崩御後、鄧太后は劉勝が持病を患っていると主張して、彼を帝位継承者として不適当とみなしたが、その主張が偽りであったため、官僚たちは殤帝崩御後に劉勝を支持した。ところが、鄧太后は自分の影響力を保持するために、劉祐に帝位を継承させた。周章は官僚たちが内心では安帝の帝位継承を支持していないことを背景に、安帝・鄧太后の廢位と劉勝の擁立、および鄧鸞らの誅殺を画策したものの、計画が発覚して策免され、自殺した。

この事件について上谷浩一氏は、鄧氏が国政に関与したことに對する官僚たちの反発が表面化したもの、とみなしている。³¹しかし、周章の計画が安帝の廢位と劉勝の擁立を主たる目的とするものであったことからすると、むしろこの事件の背景には、安帝の帝位継承に對する一部の官僚たちの反感があったと考えられる。

それでは何故、周章ら一部の官僚たちは安帝の帝位継承に強く反発したのであろうか。卷五安帝紀・即位年条によると、鄧太后は劉祐を長安侯に封じた後に下した詔において、次のように述べている。³²

朕、惟うに、平原王は素より痼疾を被る。宗廟の重きを念いて、繼嗣の統を思うに、唯だ長安侯（劉）祐のみ質性忠孝にして、小心翼翼、能く詩論に通じ、學に篤く古を樂しみ、仁恵にして下を愛し、年已に十三にして、成人の志有り。親德の後を係ぐに、祐より宜しきは莫し。禮に、「昆弟の子は猶お己の子のごとし」と。春秋の義に、「人の後と爲る者は之が子と爲り、父の命を以て王父の命を辭せず」と。其れ祐を以て孝和皇帝の嗣

と爲し、祖宗を奉承せしめん。禮儀を案じて奏せ。

鄧太后は、劉勝が「痼疾」(持病)を患っていることを理由に、彼を帝位継承者として不適当とみなした上で、長安侯劉祐を「孝和皇帝の嗣」、つまり和帝の継嗣と定めた。さらに、鄧太后が劉祐の帝位継承当日に発した策命には次のようにある。⁽³³⁾

惟れ延平元年秋八月癸丑、皇太后、曰く、「咨、長安侯(劉)祐よ。孝和皇帝は懿德、巍巍として、四海に光くも、大行皇帝は天年を永くせず。朕、惟うに、侯は孝章帝の世嫡皇孫にして、謙恭慈順、孺に在りて勤む。宜しく郊廟を奉じて、大業を承統すべし。今、侯を以て孝和皇帝の後を嗣がしめん。……」と。

鄧太后は、劉祐が「孝章帝の世嫡皇孫」にあたることを確認した上で、彼に「孝和皇帝の後を嗣」がせた。「世嫡皇孫」とは、『漢書』卷一〇成帝紀に

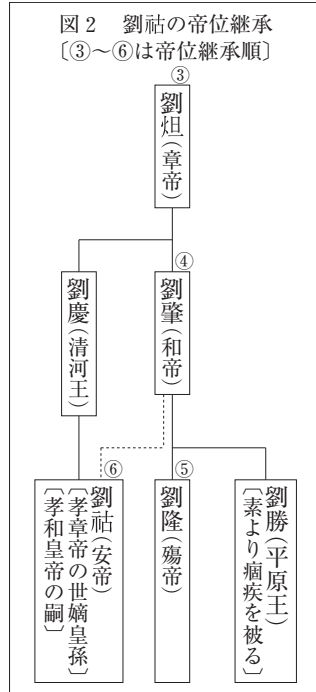
孝成皇帝は、元帝の太子なり。母を王皇后と曰う。元帝、太子宮に在るや、甲觀畫堂に生まれ、世嫡皇孫たり。宣帝、之を愛す。

とあり、宣帝(在位：前七四～前四九)の皇太子(後の元帝)の嫡妻(後の王皇后)が産んだ子(後の成帝)を「世嫡皇孫」と呼んでいるように、皇帝の孫(皇孫)のうち嫡妻の子(世嫡)、つまり皇帝の嫡孫を指す。しからば「孝章帝の世嫡皇孫」とは、章帝の嫡孫、つまり和帝の嫡子(母は鄧皇后、すなわち鄧太后)を意味する。もとより劉祐は和帝の実子ではないが、それでは鄧太后はどのようにして劉祐を「孝和皇帝の嗣」と定めて、彼を「孝章帝の世嫡皇孫」としたのであろうか。

右の鄧太后の詔には、傍系の劉祐を「孝和皇帝の嗣」と定めるための論拠として「禮」（点線部）と「春秋の義」（傍線部・波線部）が引用されている。ここでの「禮」は前掲『礼記』檀弓篇上と同内容である。また、「春秋の義」のうち傍線部の出典は前掲『春秋公羊伝』成公十五年の伝文であり、波線部の出典は同哀公三年の伝文である。⁽³⁵⁾ 先述したように、成公十五年の伝文と今文礼説は、傍系に帝位を継承させるための論拠として用いられていた。すると、鄧太后は和帝と劉祐の間で父子関係を擬制し、それによって劉祐を「孝和皇帝の嗣」と定めたことになる。他方、哀公三年の伝文には次のようにある。⁽³⁶⁾

輒なる者は曷爲る者ぞや。蒯贖の子なり。然らば則ち曷爲れぞ蒯贖を立てずして輒を立つ。蒯贖、無道を爲せば、靈公、蒯贖を逐いて輒を立つ。然らば則ち輒の義は以て立つべきか。曰く、可なりと。其れ可とするは奈何。父の命を以て王父の命を辭せず、王父の命を以て父の命を辭するは、是れ父の子に行わるなり。家事を以て王事を辭せず、王事を以て家事を辭するは、是れ上の下に行わるなり。

右の波線部では、衛の輒が実父である蒯贖の継嗣ではなく、祖父である靈公の継嗣となったことについて、「子が実父の命令に従って祖父の命令を断らず、また祖父の命令に従って実父の命令を断ることは、父（靈公）の命令が子（蒯贖）によって行われることになる」と述べており、それは「某者の子以外の者が某者の継嗣となることを正当化し得るもの」であった。そこで鄧太后は、和帝の甥たる劉祐を「孝和皇帝の嗣」と定めるために哀公三年の伝文を引用して、傍系に帝位を継承させるための論拠の強化を図ったとみられる。かくして、劉祐は「孝章帝の世嫡皇孫」となった。



以上のように、鄧太后は和帝と劉祐の間で父子関係を擬制した上で、「孝章帝の世嫡皇孫」および「孝和皇帝の嗣」にあたる劉祐に帝位を継承させた(図2を参照)。この当時、鄧太后が和帝期以来の政治制度と政策を基本的に継承して臨朝していたことから、彼女は「孝和皇帝の嗣」としての安帝を後見していたといえよう。

ところが、殤帝崩御当時、和帝の実子たる劉勝は存命で、しかも彼は持病を患っておらず、帝位継承者として必ずしも不適當ではなかった。そのような場合には皇帝の兄弟と傍系がともに帝位継承の候補者とみなされたため、鄧太后は本来であれば劉勝を候補者に加えるべきであった。しかし、彼女は実際には劉勝を候補者とみなすことなく、傍系の劉祐に帝位を継承させた。このように不適切な形で帝位を継承した点において、安帝の正統性は著しく欠如していた。ゆえに、周章ら一部の官僚たちは鄧太后の主張に納得せず、安帝の廃位と劉勝の擁立を企てたのである。鄧太后が安帝の帝位継承に際して哀公三年の伝文を引用し、それによって傍系に帝位を継承させるための論拠を強化しようとしたのも、無理からぬことであった。

三、鄧氏誅滅と平原国の国除

安帝が成長すると、郎中杜根や平原郡吏の成翊世ら一部の官僚たちは、鄧太后に対して安帝に政権を返上するよう迫った。しかし、鄧太后はそれを拒絶し、かえって杜根らを処罰した⁽³⁷⁾。かかる鄧太后の動きに対して王聖（安帝の乳母）は、鄧太后が安帝を廃位するのではないかと不信感を抱いて、宦官の李閏と結び、鄧太后の兄である鄧悝らが安帝を廃位して平原王劉翼（河間王劉開の子）を擁立しようとしていると讒言した。そこで安帝は、王聖らの言を信じて、鄧太后を怨んだという。

劉翼は、劉勝から数えて三代目の平原王である。永初七年（一一三）に劉勝が王子に生まれずに薨去した後、鄧太后は劉得（棗安王劉寵の子）に平原王の位を継承させた。その劉得が元初六年（一一九）に王子に生まれずに薨去すると、鄧太后は劉翼に王位を継承させた（前掲の図1を参照）。鄧太后が平原国の存続に努めた理由は史書中に明記されていないが、あるいは和帝の直系たる平原国を存続させることによって、「孝和皇帝の嗣」としての安帝の正統性を確保しようとしたのかもしれない。

しかし、安帝の帝位継承前後に一部の官僚たちが劉勝を支持し、その擁立と安帝の廃位を企てたことからうかがえるように、安帝にとって劉勝を祖とする平原国の存在は、自らの支配体制を脅かす大きな不安要素であった。それゆえ、王聖らは鄧氏が劉翼の擁立を企てていると警戒し、安帝もまた王聖らの言を信じたのである。安帝が自らの支配体制を確固たるものとするためには、平原国に何らかの対策を講じる必要があった。

建光元年（一二二）三月、鄧太后が崩御すると、安帝は親政を開始し、鄧鸞を上蔡侯に封じて特進とした⁽³⁸⁾。だが、安帝は親政開始後まもなく、鄧鸞の弟たる鄧悝・鄧閻（いずれもすでに元初五年に死去）・鄧弘（すでに元初二年に死去）

がかつて平原王劉得(すでに元初六年に薨去)の擁立を企てたとする讒言をうけて、鄧悝らを大逆無道の罪にあてた。そして、鄧氏一族の列侯の位を剥奪して庶人に降格させるとともに、この計画に加担していなかった鄧鸞に対しては、特進を免官して就国を命じた。その後まもなくして、鄧鸞とその一族は自殺した。さらに安帝は、劉翼が帝位の篡奪を企てているとする王聖と江京の讒言をうけて、鄧鸞らが自殺した建光元年五月に平原国を国除し、劉翼を都郷侯に降格させた。こうして安帝は、親政開始直後に鄧氏一族と平原国を一挙に排除したのである。

四、安帝の親政と外戚輔政の再正当化

親政を開始した安帝は、和帝期以来の地方行政政策の継承に消極的となり、⁽³⁹⁾それまで鄧太后の臨朝を支持していた官僚たちを排除する一方、鄧氏に批判的な官僚たちを任用した。すなわち、鄧氏の無罪を主張した大司農朱寵を免官して、鄧氏による国政への関与を批判した劉愷を太尉に任命し、また鄧太后に政権の返上を迫った杜根を侍御史に、同じく成翊世を尚書郎に任用するなどした。さらに安帝は、遼東太守陳禪を鄧鸞の故吏であることを理由に免官するとともに、かつて鄧鸞に推挙された司空李郃を請託実行の罪をもって罷免した。⁽⁴⁰⁾ただし、彼は太傅を空席とし、また三公の任官者を国政の主導者として位置づけなかった。

これらに加えて、安帝親政時には外戚とその与党が積極的に任用された。当時、安帝の周囲には耿氏という母系親族と、閻氏という妻系親族がいた。閻氏は安帝の嫡妻たる閻皇后の一族であり、他方、耿氏は安帝の実父の清河王劉慶の嫡妻たる耿姫の一族である。もとより耿氏は皇太后の一族ではないが、安帝の実父の嫡妻の一族であるこ

とから、皇帝の母系親族としての外戚に含めることができる。

延光三年（一二四）、耿氏の領袖である耿宝（耿姫の兄）が大鴻臚から大將軍に昇進し、その後、閻氏の領袖たる閻顯（閻皇后の兄）が大鴻臚に任官した。さらに、この当時には耿宝の与党である謝憚・周広らが侍中に任官していた。先に述べた通り、後漢における政治制度の改編は、側近官を廃止しなかった点において不徹底なものであった。それゆえ、安帝は当該の政治制度を再び改編することなく、和帝親政以前と同様に、外戚の与党を側近官に任命することができたのである。

外戚の領袖は、例えば鄧鸞のように、安帝の親政以前にも輔政者として大將軍を本官としていたが、それらはいずれも皇太后臨朝時のことであつた⁴¹。これに対して、耿宝の大將軍昇進は、後漢において皇帝親政時に外戚の領袖が大將軍を本官とした初の事例として注目される。もつとも、安帝が耿宝に「輔政」を委ねたと明記する記事は史書中に見えない。しかし、そもそも「輔政」とは、政策案の作成・審議を担当する三公や將軍の任官者に委ねられたものである⁴²。耿宝の本官が他の外戚の領袖のそれと共通しており、しかも卷一五来歙列伝附来歴列伝に見えるように、耿宝が集議に参加して安帝の皇太子たる劉保（後の順帝）の廢位の可否を審議していたことから、耿宝は事實上、輔政者の地位にあつたか、もしくは実際にそのような地位にあつたとみられる。

耿宝は、後漢における政治制度の改編が先述のように不徹底なものであつたため、中常侍の李閏・樊豊ら宦官と連携することができた。そこで彼は、宦官とともに人事に介入したり、彼らと結んで皇太子劉保を廢位に追い込むなどした。このような耿宝らの専權に対して、官僚たちは強く反発し、そのことは例えば、太尉楊震が耿宝（当時

は大鴻臚・李閔の請託を拒否した事例からうかがい知ることができる。⁽⁴³⁾ それにも関わらず、何故に安帝は、親政時に外戚の領袖を大將軍に任命して国政に参与させるといふ、後漢では前例の無い措置に踏み切ったのであろうか。

先述したように、鄧太后は「孝章帝の世嫡皇孫」および「孝和皇帝の嗣」にあたる劉祐に帝位を継承させ、さらに和帝期以来の政治制度と政策を基本的に継承して、「孝和皇帝の嗣」としての安帝を後見した。その鄧氏を誅滅した安帝にとって、「孝和皇帝の嗣」としての立場に拠った統治を継続することは鄧太后の治世を認めることにならず、また和帝と鄧太后とともに輔佐した官僚たちの治績に一定の評価を与えることになる。そうなれば鄧氏誅滅の正当性は大きく損なわれ、鄧氏を支持していた官僚たちの反発を招きかねない。しかも、安帝は鄧氏誅滅と関連させる形で、劉勝を祖とする平原国を国除した。もし、鄧氏誅滅の正当性が損なわれた場合、平原国の国除もまた不当な措置とみなされ、もとより正統性を欠く安帝の支配体制は、さらに大きく動揺することになる。かくして安帝は、自らの支配体制を維持するために、「孝和皇帝の嗣」としての立場に拠ることなく、「孝和皇帝の嗣」としての正統性を確保する必要性に迫られたのである。

「孝章帝」こと章帝は帝位継承当初から親政し、太傅趙熹・太尉牟融を国政の主導者として位置づけた。さらに章帝は、初代の光武帝劉秀（在位：二五～五七）と第二代の明帝劉莊（在位：五七～七五）が内戚（皇帝の母系親族）に「輔政」を委ねて統治しようとしたものの、それが破綻したことをうけて、外戚に「輔政」を委ねようとした。章帝は在世中には光武帝以来の国是——外戚による国政への関与の抑制——に阻まれて外戚を輔政者とし得なかったが、自ら遺詔を下して外戚の竇憲に輔政者の地位を与え、それによって外戚輔政を正当化しようとした。⁽⁴⁴⁾ このよう

に、章帝は太傅・三公の主導のもと外戚に「輔政」を委ねて統治することを目指していた。

その「章帝の統治方針」を大きく転換した皇帝が、「孝和皇帝」こと和帝であった。先述のごとく、和帝は竇氏を誅滅して親政を開始すると、政治制度を大幅に改編し、三公・九卿の輔佐を受けて統治した。さらに、太傅鄧彪を竇太后臨朝時から引き続き国政の主導者として位置づけるとともに、太尉尹睦を同じく主導者として位置づけた。和帝による親政は、外戚に「輔政」を委ねることなく、太傅・三公の主導のもと統治しようとした点において、光武帝以来の国是に則したものであり、章帝による親政とは対照的であった。

これに対して、親政開始後の安帝は、従前の政治制度を改編せず、また特定の臣下を国政の主導者として位置づけることなく、外戚に「輔政」を委ねて統治しようとした。そのような「安帝の統治方針」は、外戚輔政を推進した点において「章帝の統治方針」と共通するものであった。すると、安帝は右のような「和帝の統治方針」を破却して「章帝の統治方針」を発展的に継承したことになる。

かかる皇帝の統治方針は、「孝和皇帝の嗣」などの皇帝の立場によつて規定されるものではないように見えるかもしれない。しかし、卷三章帝紀・建初四年条に

十一月壬戌、詔して曰く、「……中元元年の詔書に、「五經の章句、煩多なれば、議して減省せんと欲す」と。永平元年に至り、長水校尉（樊）儵、奏言すらく、「先帝の大業、當に時を以て施行すべし」と。諸儒をして共に經義を正しくせしめ、頗る學者をして以て自助することを得しめんと欲す。……」と。是に於いて太常に下す。將・大夫・博士・議郎・郎官及び諸生・諸儒、白虎觀に會し、五經の同異を講議す。

とあるごとく、⁽⁴⁵⁾樊儵は、光武帝の継嗣にあたる明帝（光武帝の庶長子）に対し、「先帝」こと光武帝が中元元年（五六）に下した詔書に基づいて、光武帝の成し遂げられなかった事業を継承するよう求めた。すると、後漢の官僚たちは「先代の皇帝の事業」先代の継嗣にあたる今上皇帝が基本的に継承すべきもの」と認識していたことになる。

他方、『後漢紀』卷八光武帝紀・中元二年条所載の明帝の詔に

予は末小子にして、聖業を奉承し、夙夜祗畏して、敢て荒寧せず。先帝は受命して中興し、徳は五帝に倅し。朕は繼體守文すれども、稼穡の艱難を知らず、廢失有り、以て先業を墮すことを懼る。公卿・百僚、將に何をか以て朕の不逮を輔けんとす。

とあるように、⁽⁴⁶⁾明帝は光武帝の「聖業」を受け継いだものの、自分がその「先業」（先代の皇帝の事業。ここでは光武帝の事業）を衰退させることを危惧していた。これを言い換えれば、後漢の皇帝たちは「自らの責務」先代の継嗣としてその事業を基本的に継承し発展させること」と認識していたことになる。実際、明帝は光武帝に倣って、外戚による国政への関与を抑制しており、⁽⁴⁷⁾また、右の章帝紀に見えるように、章帝は光武帝・明帝の成し得なかった事業を継承して白虎観會議を開催した。

以上のことから、「先代の継嗣」という皇帝の立場は、その統治方針を一定程度規定するものであったといえる。このような皇帝と官僚の認識に基づくと、皇帝が自らの責務を果たし、かつ官僚たちの支持を得るためには、「先代の継嗣」として、その事業を継承する必要があった。すると、皇帝が自らの立場に最も合致する統治方針——先代の統治方針——を継承することが、その正統性の確保を可能にしたことになる。

「孝章帝の世嫡皇孫」および「孝和皇帝の嗣」にあたる安帝にとって、先代の皇帝とは和帝である。その和帝は、本来であれば先代にあたる章帝の掲げた統治方針、つまり「章帝の統治方針」を継承すべきであった。これに対して、安帝が「孝和皇帝の嗣」としての立場に拠って、「和帝の統治方針」を継承し続けることは、先述の理由により不可能であった。そこで安帝は、「孝章帝の世嫡皇孫」としての立場に拠って、本来であれば先代の和帝が継承すべきであった先々代の統治方針、つまり「章帝の統治方針」を発展的に継承した。このようにして安帝は「章帝以来、先代の統治方針を代々継承し続けてきた」という体裁を整え、それによって「孝和皇帝の嗣」としての正統性を確保しようとしたのである。こうして外戚輔政が再び正当化された結果として、外戚が専権を振るったのであった。

おわりに

本稿では、後漢の皇帝支配体制の実態を政治史の面から解明する一環として、その支配体制の弱体化を招いた政治史的な問題を、安帝劉祐が親政時に外戚輔政を再び推進した背景に注目して検証した。

すなわち、後漢の皇帝支配体制は、安帝の親政開始後に、宰相（太傅・三公）の主導に基づく「和帝の統治方針」から、外戚輔政に基づく「章帝の統治方針」へと大きく転換した。その背景には「安帝の正統性の欠如」という政治史的問題があった。また、安帝期には和帝期以来の政治制度に改編を加えなかったため、「政治制度の改編の不徹底」という制度的な問題が依然として存在していた。それゆえ、安帝は支配体制の転換を容易に成し得たので

ある。これら二つの問題に直面した安帝期は、後漢の皇帝支配体制が“章帝の統治方針”と“和帝の統治方針”の間で大きく揺れ動くなかで、その限界——側近政治の克服の失敗——が外戚輔政への依存という形で表面化した時期、と位置づけることができる。しからは、後漢の皇帝支配体制の弱体化を招いた政治的な問題は、“皇太后の臨朝”だけではなく、“皇帝の正統性の欠如”にもあつたことになる。また、本稿の検証結果に基づくと、安帝は右のような支配体制の限界に何ら対処しなかつたといえる。

安帝崩御後、閻太后（閻皇后）は傍系の北郷侯劉懿（安帝と同世代）に帝位を継承させた。しかし、まもなく劉懿が崩御すると、濟陰王劉保（安帝の庶太子）が政変を起こして外戚の閻氏を誅滅し、帝位を継承した。⁽⁴⁸⁾ 順帝劉保は従前の政治制度を改編せず、その治世の前半には“和帝の統治方針”を継承して、太傅・三公の主導のもと統治したが、治世の後半には“安帝の統治方針”を継承して、外戚の梁氏（順帝の皇后の一族）に「輔政」を委ねて統治したとみられる。このような統治方針の転換は、外戚を政変により打倒して帝位を継承した順帝が、安帝による統治の失敗に鑑みながらも、安帝の継嗣としての正統性を確保して自らの支配体制を維持するために断行したものと想定されるが、その具体的な背景については次の機会に検討したいと思う。

註

- (一) 桜井芳朗「秦漢時代」（和田清（編著）『支那官制発達史』、中華民国法制研究会、一九四二年所収）、勞幹「論漢代の内朝与外朝」（中央研究院歷史語言研究所集刊）一三三、一九四八年。後に同氏『勞幹學術論文集』甲編上冊、芸文印書館、一九七六年に収録）、西嶋定生A「武帝の死——

『塩鉄論』の政治史的背景——」（石母田正他（編）『古代史講座』一一、学生社、一九六五年。後に同氏『中国古代国家と東アジア世界』、東京大学出版会、一九八三年に収録）、鎌田重雄「漢代の尚書官——領尚書事と録尚書事とを中心として——」（『東洋史研究』二六—四、一九六八年）など。

(2) 拙稿A「政策形成と文書伝達——後漢尚書台の機能をめぐって——」（『史観』一五九、二〇〇八年）・B「後漢洛陽城における皇帝・諸官の政治空間」（『史学雑誌』一一九—一二、二〇一〇年）・C「政治空間よりみた後漢の外戚輔政——後漢皇帝支配体制の限界をめぐって——」（『早稲田大学大学院文学研究科紀要』五六—四、二〇一一年）を参照。

(3) 趙翼『廿二史劄記』卷三・兩漢外戚之禍条、岡崎文夫『魏晉南北朝通史』内編第一章（弘文堂書房、一九三二年）、狩野直禎『後漢政治史の研究』第四章・第五章（同朋舎出版、一九九三年）、衛広来『漢魏晉皇權嬗代』第一章（書海出版社、二〇〇二年）など。また、渡邊義浩A「後漢国家の支配と儒教」第二篇第五章（雄山閣、一九九五年）、東晋次『後漢時代の政治と社会』第二章・第四章（名古屋大学出版会、一九九五年）、好並隆司「後漢期、皇帝・皇

太后の政治と儒家思想」（『史学研究』二五六、二〇〇七年）などのように、後漢において外戚による国政への関与を可能にした思想的な背景や親族観念について、皇太后臨朝時を中心にした検討した研究もある。

(4) 下倉涉「漢代の母と子」（『東北大学東洋史論集』八、二〇〇一年）は、前漢・後漢を通じて外戚による国政への関与を可能にした背景について、前漢の皇太后臨朝時および皇帝親政時を中心に検討し、それを母系を重視する親族観念に求めている。外戚と国政の関係を検討するにあたって皇帝親政時に注目する観点は、継承すべきである。

(5) 「自安帝政治衰缺、始以嫡舅耿寶爲大將軍、常在京都。」（6）程維榮『中国継承制度史』第三章第一節（東方出版心、二〇〇六年）。

(7) 三田辰彦「東晋の琅邪王と皇位継承」（『集刊東洋学』九六、二〇〇六年）。

(8) 西嶋定生B「漢代における即位儀礼——とくに帝位継承のばあいについて——」（『榎博士還暦記念東洋史論叢編纂委員会（編）『榎博士還暦記念東洋史論叢編』一九七五年。後に同氏『中国古代国家と東アジア世界』に改題の上、収録）、尾形勇『中国古代の「家」と国家——皇帝支配下の秩序構造——』第六章（岩波書店、一九七九

年)、松浦千春「漢代の即位儀礼についての覚え書き——

西嶋定生論の検証——」(『二関工業高等専門学校紀要』三

九、二〇〇四年)、金子修一「中国古代皇帝祭祀の研究」

第II部第八章(岩波書店、二〇〇六年)、渡邊義浩B「後

漢における「儒教国家」の成立」第二篇第七章(汲古書院、

二〇〇九年)など。

- (9) 藤川正教『漢代における礼学の研究 増訂版』第二章
(風間書房、一九八五年)、新田元規「君主継承の礼学的説
明」(『中国哲学研究』一三三、二〇〇八年)は、帝位継承の
問題を宗廟制度や昭穆制度と関連させて礼学の面から検討
した数少ない研究である。ただし、後漢の帝位継承の問題
については、いずれも必ずしも十分には検証していない。
本稿の検討を通じて、このような漢代史研究の空白を補う
ことができるかもしれない。

- (10) 「大行皇帝德配天地、光照上下、不獲胤嗣之祚、早棄
萬國。朕憂心摧傷、追覽前代法、王后無適即擇賢。六親考
德叙才、莫若解瀆亭侯(劉)宏、年十有二、疑然有周成之
質。春秋之義、「爲人後者爲之子」。其以宏爲大行皇帝嗣」。
(11) 「公孫嬰齊、則曷爲謂之「仲嬰齊」。爲兄後也。爲兄後、
則曷爲謂之「仲嬰齊」。爲人後者爲之子也。爲人後者爲其
子、則其稱「仲」何。孫以王父字爲氏也。然則嬰齊孰後。

歸父也」。

- (12) 父子間での継承と今文学説の関係、『春秋公羊伝』成
公十五年の伝文の解釈については、藤川前掲註(9) 著書
第二章を参照。

- (13) 「先帝早棄天下、胤嗣幼冲、何悟倉卒、仍遭不造。惟
太后定之。考人神之誠、唯建平侯(劉)續幼而岐嶷、師傅
不煩、年已八歲、克昌化之、形于體貌。春秋之義、「爲人
後者爲之子」。其以續爲孝順皇帝嗣」。ここでは劉續の名を
「續」につくるが、李興和『袁宏後漢紀集校』(雲南大学出
版社、二〇〇八年)は「續」字の誤りとする。

- (14) 「(王)太后拜(王)莽爲大司馬、與議立嗣。……莽白
以(王)舜爲車騎將軍、使迎中山王奉成帝後。是爲孝平皇
帝」。

- (15) 西嶋前掲註(1) 論文A、廖伯源「昌邑王廢黜考」
『錢穆先生紀念館館刊』八、二〇〇〇年。後に同氏『秦漢
史論叢』、五南圖書出版、二〇〇三年に収録)など。

- (16) 「孝昭皇帝早棄天下、亡嗣。臣(楊)敞等議、「禮曰、
「爲人後者爲之子也」。昌邑王宜嗣後」。

- (17) 「定陶王、(成)帝弟之子。禮曰、「昆弟之子猶子、爲
其後者爲之子也」。定陶王宜爲嗣」。
(18) 藤川前掲註(9) 著書第二章。

(19) 「喪服、兄弟之子猶子也。蓋引而進之也」。

(20) 前掲註(2) 拙稿Bを参照。

(21) 三公・將軍と「輔政」の關係、廢帝期における鄧氏一族の就任官については、前掲註(2) 拙稿Cを参照。また、侍中・中常侍の改編については、前掲註(2) 拙稿Bを参照。

(22) 上谷浩一「清流派」の系譜——後漢時代中期の地方行政刷新とそのブレイク——(『古代文化』四七一、一九九五年)。

(23) 「春正月辛卯、太尉張禹爲太傅、司徒徐防爲太尉、參錄尚書事、百官總己以聽」。

(24) 「錄尚書事」・「參錄尚書事」については、筆者の学位請求論文『後漢の皇帝支配体制と政治制度の構造』第二章(二〇一〇年一〇月二〇日、早稲田大学大学院文学研究科より学位授与)を参照。なお、本稿では、劉宋・范曄『後漢書』を引用する場合には、『後漢書』以外の正史における巻数の表記方法に準拠して、『統漢書』の志を除いた通算巻数のみを記し、『統漢書』を引用する場合には巻数を省くことにする。また、本稿では、煩を避けるため、『後漢書』の書名は省略した。

(25) 章帝の遺詔と外戚輔政の關係、竇氏一族の就任官につ

いては、前掲註(2) 拙稿Cを参照。

(26) 上谷前掲註(22) 論文。

(27) 安帝期における鄧氏一族の就任官については、前掲註(2) 拙稿Cを参照。

(28) 「大議」については、渡辺信一郎『天空の玉座——中国古代帝国の朝政と儀礼——』第I章(柏書房、一九九六年)を参照。

(29) 上谷前掲註(22) 論文。

(30) 東前掲註(3) 著書第四章。

(31) 上谷前掲註(22) 論文。

(32) 「朕惟、平原王素被痼疾。念宗廟之重、思繼嗣之統、唯長安侯(劉)祐質性忠孝、小心翼翼、能通詩論、篤學樂古、仁惠愛下、年已十三、有成人之志。親德係後、莫宜於祐。禮、「昆弟之子猶己子」。春秋之義、「爲人後者爲之子、不以父命辭王父命」。其以祐爲孝和皇帝嗣、奉承祖宗。案禮儀奏」。

(33) 「惟延平元年秋八月癸丑、皇太后曰、「咨、長安侯(劉)祐。孝和皇帝懿德巍巍、光于四海、大行皇帝不永天年。朕惟、侯孝章帝世嫡皇孫、謙恭慈順、在孺而勤。宜奉郊廟、承統大業。今、以侯嗣孝和皇帝後。……」。

(34) 「孝成皇帝、元帝太子也。母曰王皇后。元帝在太子宮、

生甲觀書堂、爲世嫡皇孫。宣帝愛之。

- (35) 田中麻紗巳「後漢書 所引春秋三伝」(渡邊義浩(編)『兩漢における詩と三伝』、汲古書院、二〇〇七年所収)。

(36) 「輒者曷爲者也。蒯聵之子也。然則曷爲不立蒯聵而立輒。蒯聵爲無道、靈公逐蒯聵而立輒。然則輒之義可以立乎。曰、可。其可奈何。不以父命辭王父命、以王父命辭父命、是父之行乎子也。不以家事辭王事、以王事辭家事、是上之行乎下也」。

- (37) 狩野前掲註(3) 著書第五章第一節、東前掲註(3) 著書第四章。

(38) 藤井律之「特進の起源と変遷——列侯から光祿大夫へ——」(『東洋史研究』五九—四、二〇〇一年)によると、特進を付加された者は公位に列せられた。

- (39) 上谷前掲註(22) 論文。

(40) 狩野前掲註(3) 著書第四章第二節・同第三節・第五章第一節、東前掲註(3) 著書第四章。

- (41) 前掲註(2) 拙稿Cを参照。

- (42) 前掲註(2) 拙稿Cを参照。

- (43) 狩野前掲註(3) 著書第四章第三節、渡邊前掲註(3) 著書A第二篇第六章、東前掲註(3) 著書第四章。

- (44) 前掲註(2) 拙稿Cを参照。

(45) 「十一月壬戌、詔曰、「……中元元年詔書、「五經章句煩多、議欲減省」。至永平元年、長水校尉(樊)脩奏言、「先帝大業、當以時施行」。欲使諸儒共正經義、頗令學者得以自助。……」。於是下太常。將・大夫・博士・議郎・郎官及諸生・諸儒會白虎觀、講議五經同異」。

(46) 「子末小子、奉承聖業、夙夜祇畏、不敢荒寧。先帝受命中興、德侔五帝。朕繼體守文、不知稼穡之艱難、懼有廢失、以墮先業。公卿・百僚將何以輔朕之不逮」。

- (47) 前掲註(2) 拙稿Cを参照。

(48) 順帝が帝位を継承するまでの経緯は、狩野前掲註(3) 著書第五章第一節に詳しい。

(早稲田大学長江流域文化研究所・招聘研究員、大東文化大学・非常勤講師)